

議事録

会議等の名称	第3回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和3年12月16日 13時30分～15時00分
		場 所	東御市勤労者会館 2階 大会議室
主催者(事務局)	福祉課福祉援護係	司会者	小林福祉課長
出席者	山口正彦会長、荻原太郎副会長、松林祐子委員、福井紀子委員、柳澤智子委員 井出容子委員、間島睦子委員、西澤唯治委員、小林末男委員、小林末男委員 小林里枝委員、小林末男委員、池内敬志委員、篠崎元嗣委員 アドバイザー：上小圏域障害者総合支援センター 橋詰正 小林健康福祉部長、小林福祉課長、永島福祉援護係長 福祉援護係 山路、荒井、田村、笠井、土屋 <p style="text-align: right;">(傍聴人あり)</p>		
欠席者	小林里枝委員、池本知恵子委員		
討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)	
議題	事務局	資料1、資料2、資料3について説明	
5 協議事項 (1) 第4次東御市障がい計画のPDCAについて	山口正彦会長	資料3の放課後等デイサービスの説明について、1か所施設が開設したとのことだがどのような施設ができたのか。	
第6期東御市障がい福祉計画のPDCAについて	事務局	鞍掛のファミリーマートの隣にワンズという事業所が3月に開設しました。	
第2期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて	池内敬志委員	副学籍について、中学では希望者が少ない状態である。副学籍は保育園で一緒に生活していたこどもが小学校や特別支援学校等への入学後にともに地域で生活していくためにある制度だと考える。副学籍の開始が中学時からなどの場合においては当事者からするとニーズは薄いと思う。しかし、保育園から小学校、小学校から中学校等別の学校へ行くようになったときに今まで通り、交流が継続するような状態であるとありがたい。	

井出容子委員		障がい者の就労移行について、就労継続支援B型は地域に多くの事業所があるが、A型については事業所が少ないため、地域にもう少しあると良い。
事務局		今年度からみまき福祉会でA型事業所が設置されました。来年1月から、市内に1か所A型事業所の開所の見込があります。今後も事業所と連携しながら体制整備に努めていきたいと思ひます。
山口正彦会長		資料1のPDCA評価の「D」に1～3と数字が記載されているが、事務局の感覚的な判断で評価されているのではないか。評価の基準となる数値等があるとわかりやすい。
事務局		実施状況(D)の数字について、ご指摘のとおり明確な基準はなく業務の主観的な部分となっているため、来年度以降は基準を設ける等改善に努めたいと思ひます。
事務局		委員の皆さまには、慎重審議いただきまして、また貴重ご意見を頂戴いたしました。今後の障がい者(児)の施策に活かしていきたいと思ひます。
山口正彦会長		本日用意された協議事項は、すべて協議が済んだため、以上を持ちまして協議事項を終了とする。

令和3年度 第1回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和3年12月16日（木）

午後1時30分～

場所：東御市勤労者会館 2階 大会議室

委嘱書交付

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 東御市総合障がい計画について

5 協議事項

- (1) 第4次東御市障がい者計画のPDCAについて
- 第6期東御市障がい福祉計画のPDCAについて
- 第2期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて

資料1

資料2

参考資料1

資料3

参考資料2

- (2) その他

6 その他

- (1) ハートをつなぐ障がいセミナー ～障がい児・者の理解と支援を考える～

日時 令和4年2月24日（木） 午後4時00分～午後4時45分

場所 中央公民館3階 講堂

講演 演題 「ともに生きることについて」

～すべてのこどもが一緒に育つ地域を～

講師 長野県健康福祉部障がい者支援課 在宅支援係

医療的ケア児等支援スーパーバイザー

信州大学医学部新生児学・療育学講座特任助教 亀井智泉氏

7 閉会

東御市総合障がい計画【概要版】

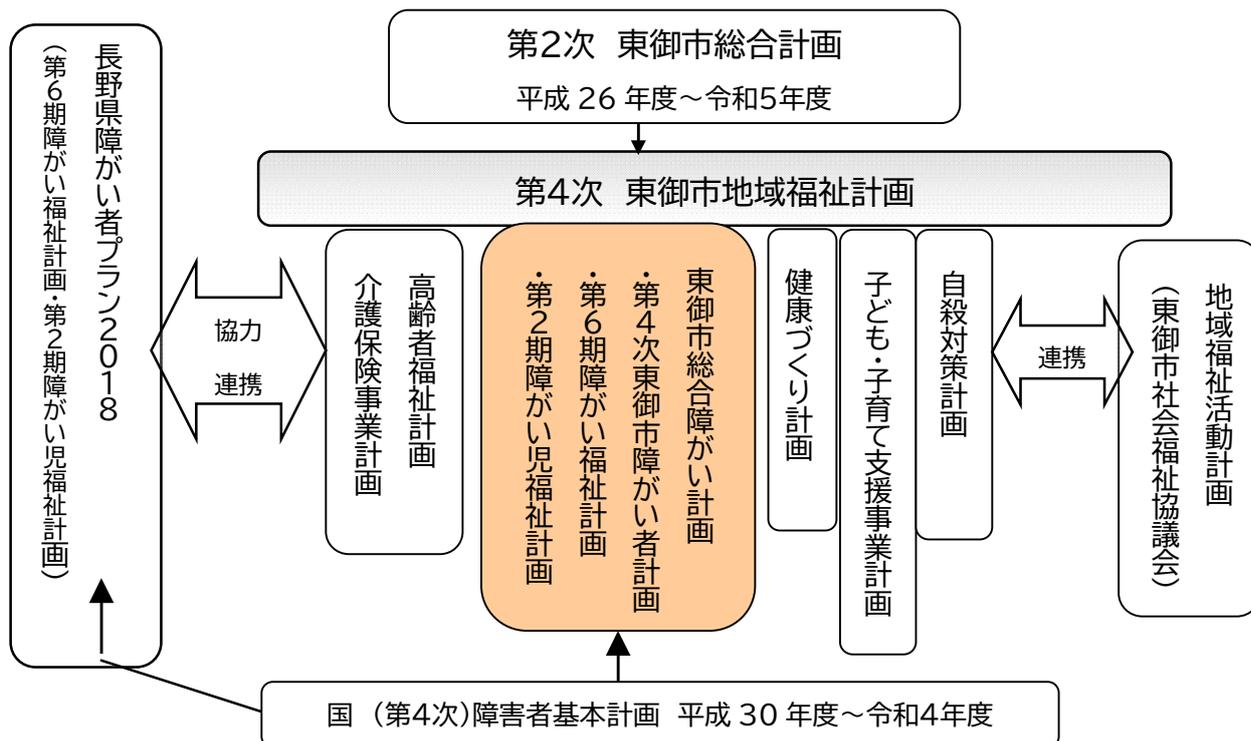
1. 計画の趣旨

平成 28 年から令和 2 年まで計画期間した「東御市障がい者計画」により、障がい者ニーズに対応した総合的な福祉施策の推進を図ってまいりました。計画の最終年度に見直しを行い、「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」ための計画として、東御市総合障がい計画を策定しました。

○東御市総合障がい者計画の構成

計画の名称	内容	計画期間
第 4 次東御市障がい者計画	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるための中長期的な計画	令和 3 年度から 令和 8 年度まで
第 6 期東御市障がい福祉計画	自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした具体的な推進計画	令和 3 年度から 令和 5 年度まで
第 2 期東御市障がい児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施等障がい児に特化した計画	

2. 全体の計画の位置づけ



3. 計画の基本理念と基本方針

(1)第4次東御市障がい者計画

- ① 基本理念 「誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す」
- ② 基本方針
 - ア 社会的に自立し、自分らしく生きるための支援を行う
 - イ 人権尊重と社会参加を促進する
 - ウ 共生社会を実現を目指す
 - エ 安心して生活するための環境整備を行う

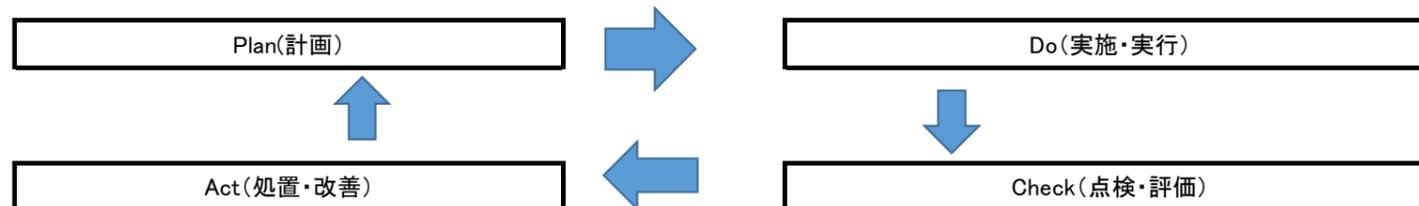
(2)第6期東御市障がい福祉計画・第2期東御市障がい児福祉計画

- ① 基本理念
 - ア 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援
 - イ 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
 - ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - エ 地域共生社会の実現に向けた取組
 - オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - カ 障がい福祉人材の確保(新規)
 - キ 障がい者の社会参加を支える取組(新規)

第4次東御市障がい者計画 令和3年度 PDCA評価

(令和3年10月31日現在)

資料1



1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・ほぼ実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章1節 福祉サービスの充実					
1. 障がい者・児の福祉サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上	18	2	市内に障がい福祉サービス事業所が増加したことにより、昨年に比べて利用者のニーズに応じた支援が可能となってきた。また、事業所や行政、関係者が定期的に支援会議を行い、利用者の要望に沿ってサービス提供を行えるよう努めている。 東御市民間介護・福祉事業所連絡会にて情報交換等の機会を設けている。	今後も、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、グループホーム開設や短期入所の受け入れ施設の拡充については、整備に向け取り組んでいく。 障がい福祉サービス事業所に特化した情報交換の機会が少ない現状があるため、必要に応じて機会を確保していく。
	(2) 障がい福祉サービスの整備・拡充		2		
	(3) 事業所間の連携体制の強化		2		
	(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充		2		
2. 相談支援体制・情報提供の充実	(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数の充実	18	2	市内相談支援事業所数は6か所と変わらないが、相談支援専門員数は令和3年度に2名増加した。 窓口相談時には福祉のしおり等を活用し、各個人に合わせて福祉サービス等に関する情報提供を実施している。市報やホームページ等にも随時情報を掲載している。	福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。 指定一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。
	(2) 指定一般相談支援事業所の設置促進		2		
	(3) 気軽に相談できる相談窓口づくり、専門的知識を有する職員の配置		2		
	(4) 障がい福祉に関する情報提供の充実		2		
1章2節 移動支援対策の推進					
1. 移動支援の充実	(1) 福祉有償運送サービスの周知、促進	19	2	障がい者の個々のニーズに沿った移動支援サービスが受けられるよう、個別相談時や手帳交付時に、福祉有償運送サービス、同行援護、行動援護、高速道路や公共交通機関等の割引助成の周知を図っている。 東御市公共交通活性化協議会において各課で連携し、先進事例等の研究を重ねている。	移動支援サービスの周知について継続するほか、これからの地域公共交通の在り方について、引き続き各担当課で連携し障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて研究を継続していく。
	(2) 交通手段について先進事例の研究		2		
	(3) 公共交通機関等の割引についての周知、理解促進		2		
	(4) 移動に関する支援の充実強化		2		
2. 移動に関する助成事業の推進	(1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成	20	3	各事業について、手帳取得時の周知をはじめ、事業該当対象者への通知や、個別相談時の周知を図っている。	継続して支援及び助成を実施していく。
	(2) 特定疾患等患者の通院費補助		3		
	(3) 障がい児施設への通園費用補助		3		
	(4) 福祉タクシーの運賃の助成		3		
	(5) 補助犬の飼育費用の助成、理解促進		2		
	(6) タクシー券助成制度		3		
1章3節 生活安定支援施策の充実					
1. 給付事業・助成事業の推進	(1) 障害年金制度の周知・啓発	22	3	各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を行うとともに、個別のケースに応じて情報提供等を実施している。	各種要件を満たしている方々に漏れなく情報提供ができるよう、今後も周知に努める。
	(2) 各種福祉手当の周知及び給付		2		
	(3) 重度障がい者(児)の医療費自己負担分の助成		3		
	(4) 市営住宅の入居時の家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置		3		
	(5) 心身障害者扶養共済制度の周知、加入促進、助成		2		
	(6) 各種制度やサービスについての周知		2		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章4節 雇用と就労支援の強化					
1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	(1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発	24	2	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ等の各関係機関との連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みや、雇用拡大に関する啓発を行っている。	商工観光課、長野県労政事務所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ等の各関係機関と連携し、企業等を対象にした研修等を継続する。
2. 一般就労の促進と定着支援	(1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保	25	2	就労のための訓練についての情報提供を行ったり、各関係機関と連携を取り、一般就労への促進に努めた。令和3年度は障がい福祉サービスを利用していた6名の方が就労につながっている。また、就労が継続できるよう、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを利用している。	引き続き各関係機関と連携をしながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、事業所への働きかけを行う。
	(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ		2		
	(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保		2		
	(4) ジョブコーチの活用		2		
	(5) 就労定着支援の周知及び利用促進		2		
3. 福祉的就労の充実	(1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実	25	2	市内では令和3年度に就労継続支援A型事業所が1か所開所した他、B型事業所は6か所あり、利用希望者のニーズに応じて見学や体験をしていただきながら利用につなげている。また、就労につなげる前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぼとも連携し就労準備支援事業等の利用について情報提供を行っている。	引き続き、関係機関と連携しながら、各個人に合わせた情報を提供していく。また、庁内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めていく。
	(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備		2		
	(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み		2		
	(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充		2		
2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進					
1. 相互理解の推進	(1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み	28	2	教育委員会、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。オリンピック・パラリンピック等の行事を通して地域住民と障がいの交流を図ったが、コロナ禍の影響で行事の延期、中止が相次ぎ地域行事への障がい者の参加等の取り組みは不十分である。	相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。また市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続する。
	(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進		2		
	(3) 障がい者と地域住民との交流支援		2		
	(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動		2		
	(5) ボランティア活動を通じた理解促進		2		
	(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催		3		
2. 虐待防止の推進	(1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止		2	虐待等防止総合対策推進協議会において、市内での虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討している。再発防止の観点から早期発見、早期対応に努めている。また、広報等で周知・啓発を実施している。	継続して虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。
	(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携		2		
	(3) 虐待防止に関する周知・啓発		2		
3. 障がい者差別解消の推進	(1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動	28	2	障害者差別解消法についてポスター掲示を実施した。また、障がい者への理解の促進を図るため、地域住民を対象としたセミナーを予定している。	引き続き、継続して周知・啓発を行う。
	(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み		2		
4. 意思決定支援・成年後見制度の推進	(1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進	28	3	上小圏域成年後見支援センターや各関係機関との連携を図り、成年後見制度についての講演会や相談会を実施している。選挙時は個別に対応しているほか、投票所の環境整備を行っている。	今後も成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。意思決定支援を充足するための支援者への啓発活動を続ける。
	(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり		3		
	(3) 障がい者一人一人の意思決定支援		2		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2章2節 コミュニケーション支援の充実					
1. コミュニケーション施策の推進	(1) 手話通訳者の福祉課への配置	30	3	手話通訳者の派遣や広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業、手話通訳者養成講座等を実施している。	令和3年度中に遠隔手話通訳システムを活用した意思疎通支援事業を実施予定である。 今後も必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。
	(2) コミュニケーション支援事業		3		
	(3) 手話奉仕員の養成		3		
	(4) 点字・音訳による情報提供		3		
	(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成		3		
	(6) 日常生活用具給付事業の普及		2		
2章3節 余暇活動の充実					
1. スポーツ・文化芸術活動の推進	(1) 身体教育医学研究所と連携	32	3	障がい者余暇活動支援事業等を身体教育医学研究所へ委託し、ユニバーサルスポーツの普及を図っている。文化芸術活動については、障がい者団体や障がい者施設へ文化芸術祭等の情報発信をした。その他の文化芸術活動にはポスター掲示等を行っている。	今後も取り組みを継続し、さらなる振興を図る。
	(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加		2		
	(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援		2		
	(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供		3		
	(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援		3		
	(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援		2		
2. 交流・ふれあい事業の推進	(1) 希望の旅事業	33	3	重度心身障がい者希望の旅補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。令和2年度においては家族会等はコロナ禍により一部実施することができなかったが令和3年度は家族会等の活動は一部を再開している。	事業等を継続し当事者や家族同士の交流が図れるように支援する。
	(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進		2		
	(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進		2		
	(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援		2		
3章1節 療育体制の充実					
1. 地域療育システムの充実	(1) 各課連携の療育システムの構築	35	3	療育システムとしては、関係各課による連携支援体制を構築済みであり、外部関係機関とも連携している。また、障がいの有無に関わらず全ての子どもとその家庭の支援を目的とした拠点整備を行っている。令和3年度から子ども家庭支援準備室が設置され、子どもの支援に携わる各課の職員が集まり、定例会として連携調整を行っている。	定例会や支援会議等を通じ、より強固な連携体制を構築し、個別支援の充実を図る。
	(2) 庁内相談員連携と相談の充実		3		
	(3) 外部連携と専門相談の充実		3		
	(4) 運動発達支援		3		
	(5) 専門療育の整備		3		
	(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進		2		
	(7) 加配保育士配置と個別支援の充実		3		
	(8) 医療機関との連携		3		
2. 一人ひとりに応じた教育の推進	(1) 通常学級と特別支援学級の充実	35	3	特別支援教育支援員が学級担任と連携し、安定した学級経営を行っている。 コロナ禍により、特別支援教育コーディネーター連絡会が一部実施できなかった。 全小中学校でLD等通級指導教室が利用できている。また、SSTやMIM ^{※1} の普及が進んでいる。 教職員を対象に「インクルーシブ教育講演会」を開催した。 ※1 MIM…読みのアセスメント指導パッケージ(多層指導モデル) 特殊音節(促音、長音など)でつまづきが見られる児童に対する個別の指導モデル	特別支援教育コーディネーター連絡会で個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用について情報交換や研修を深めると共に、支援会議のあり方や検査結果の活用方法等について研究していく。 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重しあえるために、学級づくりや人権教育の充実について学校に働きかけていく。
	(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用		2		
	(3) LD等通級指導教室の活用とSST		3		
	(4) インクルーシブ教育と研修		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3. 副次的な学籍の更なる推進	(1) 副次的な学籍の推進	35	2	特別支援学校に通う全ての児童生徒が、市内の小中学校で副学籍を置いている。交流活動については、コロナ禍により制限されているが、できるだけ希望に添えるよう各学校で配慮している。中学校では交流希望がほとんどないのが実状である。事務的な手続きについては、保護者との連絡調整に課題がある。	各種行事等での交流希望や交流のあり方について、書面で確認するような方法も併用し、副学籍校と保護者との連絡が滞りなく行われるよう改善していく。
4. 家族支援	(1) 相談窓口の明確化と丁寧な相談	36	3	相談窓口については、どこで相談があっても適切な窓口につなぎ、丁寧な支援を心掛けている。支援の必要な家庭等に対しては、事業の活用を勧め、またその後の状況についても確認している。親の会についてはコロナ渦の影響もあり、個別に相談に応じている。	子育て全般に係る相談窓口については、子ども家庭支援準備室でのワンストップ化を目指す。また、ペアレントトレーニングや子育て短期支援事業等の保護者支援の活用促進を図り、子育てがしやすい環境づくりを行う。親の会については開催方法等について検討する。
	(2) ペアレントトレーニング等による支援		3		
	(3) 子育ての負担軽減と養育環境の安定		3		
	(4) 親の会等の支援		2		
3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化					
1. 早期発見・早期支援の充実	(1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実	38	3	乳幼児健康診査や5歳児発達相談会において発達状況の確認や子育て相談に応じる中で早期発見に努めつつ、適切な専門相談や療育支援につなげている。	今後もより丁寧な聞き取りと相談に努め、早期発見・早期療育支援につなげていく。
	(2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実		3		
	(3) 育児相談等各種相談の充実		3		
2. 切れ目のない支援の推進	(1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境	38	3	ライフステージ毎に支援者が変わり、支援の情報が途切れることがないよう、子どもと家庭を支える伴走支援体制や、義務教育終了後の支援について子ども家庭支援準備室で検討している。	令和4年度以降は、名称を準備室から新たに子ども家庭教育支援室と改称し、各種専門職員の配置とチーム支援による義務教育終了後の支援を含めた切れ目のない支援の強化を図っていく。
	(2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ		2		
	(3) サポートブックの周知と作成推進		2		
	(4) 義務教育終了後の支援		2		
3章3節 多様な障がいへの支援					
1. 発達障がい等に対する支援の充実	(1) 発達障がいの支援	39	3	発達障がいについては連携強化と個々に応じた支援に努めている。強度行動障がいについては、特別支援学校での取り組みを学ぶ機会を設けた。高次脳機能障がいについては、相談から適切なサービスにつなげている。重症心身障がいについては、全数把握し相談に応じている。	引き続き各機関との連携強化と適切な相談に応じ、併せて相談対応職員の資質向上のための研修等に参加していく。
	(2) 強度行動障がいの支援		3		
	(3) 高次脳機能障がいの支援		3		
	(4) 重症心身障がいの支援		3		
2. 医療的ケア児の支援体制の充実	(1) 包括的支援チームづくり	39	3	上小圏域医療的ケア児等支援連携推進委員会が在宅支援に関する情報提供のためのパンフレットを作成し、主要病院に配置している。また、就学後の受け入れ可能な事業所不足が明らかになり、圏域としてその対策を講じている。東御市医療的ケア児支援体制会議においては、市内医療的ケア児の実態把握と課題共有を行い、保育園利用について検討した。	圏域としての課題について具体的な施策を4市町村で協議している。市内保育園利用については最終的には利用に至らなかったが、今後も地域移行について議論を重ねていく。また、研修等を実施し理解促進を図る。
	(2) 多職種連携		3		
	(3) サービスの確保		2		
	(4) 実態把握と課題及び情報共有		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3章4節 地域生活への移行支援					
1. 地域移行の推進	(1) 地域移行支援の充実	41	3	入院している障がい者について、面会や会議等を行い、医療機関と連携しながら退院時の支援体制の構築を図っている。施設入所者の地域移行は、平成28年度は1名、平成29年度以降は地域移行者は0名である。地域移行支援や地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業所は市内に2か所あり精神科病院に入院している方等の必要な方に対しサービスの周知を図っている。	施設での生活や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、地域での生活を支えるため指定一般相談支援事業所等の整備促進に努める。
	(2) 指定一般相談支援事業所の整備促進		2		
	(3) 医療的支援体制の構築		3		
	(4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施		3		
2. 住まいの場の確保	(1) グループホームの整備促進	42	2	障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが待機者もあり、不足している状況である。また、重度障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難である。公営住宅を希望する障がい者には、優先入居制度等の紹介を行っている。	各事業所と協議し、グループホームに整備に向けた取り組みの実施に努める。
	(2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進		3		
	(3) グループホームの家賃の補助		3		
	(4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知		3		
	(5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進		3		
3章5節 地域包括ケアシステムの充実(新規)					
1. 包括的な支援体制の整備	(1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助	44	3	東御市民間介護・福祉事業所連絡会で、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行に向けて、障がい福祉サービスの制度説明や移行における問題点について意見交換を行い、スムーズな移行が行えるように努めている。障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、行政が集まる機会を設けることで各関係機関が顔の見える関係性となり連携強化が図れ、適切な支援に繋げることが出来ている。障がい者・家族の高齢化により、自宅での生活に不安を抱える方々からの相談に対して短期入所施設の体験等を紹介している。	各事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。成人版サポートブックの作成については内容等検討していく。
	(2) 成人版のサポートブックの作成を支援		1		
	(3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化		2		
	(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり		2		
	(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築		2		
2. 地域生活を支えるサービス等の充実	(1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備	45	3	地域生活が安心して送れるように、居宅系サービスや地域活動支援センター事業等の充実に努めている。また夜間を含む緊急時対応については、個別のケースに応じて各種事業の周知を図っている。	今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。また、自立生活援助等の事業所の整備が促進できるよう働きかけていく。
	(2) 地域活動支援センター事業の充実		2		
	(3) 地域定着支援の周知・利用促進		3		
	(4) 自立生活援助について周知・利用促進		3		
	(5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討		2		
4章1節 福祉のまちづくりの推進					
1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備	48	2	障がい者に配慮したまちづくり推進のため、市民に対する普及啓発の機会を持つとともに、「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及・啓発を実施している。また民生児童委員との連携を図っている。	令和3年度は2月にハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。引き続き普及・啓発活動を実施していく。
	(2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る		2		
	(3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援		2		
	(4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり		2		
	(5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進		2		
	(6) 民生児童委員との連携		2		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動やボランティア人材育成等により理解を深める	49	2	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に対する必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座を継続実施している。	社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。
	(2) 社会福祉協議会の活動を支援、周知		2		
	(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対する情報提供等の支援		2		
	(4) ボランティア養成講座や学習会の開催		2		
	(5) 福祉の森ふれあいフェスティバル等の活動を支援		2		
3. 福祉人材の養成確保	(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保	49	3	社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者が市内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。また、令和3年度からは福祉課に保健師が増員され、よりさまざまな立場から専門性を発揮できるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。	引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。
	(2) 民生児童委員と連携し、研修・情報提供などにより連携体制を維持		2		
4章2節 生活環境基盤整備の推進					
1. 公共施設等の整備	(1) 公共施設等の障がい者に配慮した整備	51	2	既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。	車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。
	(2) 市営住宅の建設や改修整備におけるバリアフリー化		2		
2. 住環境の整備	(1) 障がい者の居住環境を改善のための支援	51	3	障がい者にやさしい住宅改良事業により住居環境の改修費用(階段昇降機設置:1件)の助成を実施した。	継続して助成を実施する。民間事業者へ研修等の案内をすることを通して、障がいへの理解を促進していく。
	(2) 民間施設の障がい者の利用に配慮した整備の促進、啓発等		2		
3. 道路環境の整備	(1) 道路環境整備の充実	51	2	要望の出ている点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら少しずつ整備を進めている。令和2年度に関しては音響信号を2カ所設置した。また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。	継続して各関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。
	(2) 幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げ等の整備推進		2		
	(3) 道路パトロールの充実		2		
	(4) 見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進		2		
4章3節 保健・医療サービスの充実					
1. 健康づくりの推進	(1) 各種検(健)診や健康相談の充実	53	3	特定健診をはじめ、各種健康診断や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。	今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。
	(2) 健康づくり計画「健康とうみ21」の推進		3		
	(3) 障がい者とその家族に対する栄養指導		3		
	(4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診の実施		3		
2. 社会的リハビリテーションの充実	(1) 長野県立総合リハビリテーションセンターの利用促進	53	3	障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションを受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。	当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、社会的リハビリテーションの体制を維持していく。
	(2) 精神障がい者の社会復帰促進のための支援の充実		3		
	(3) 社会的リハビリテーションを活用した、社会参加の促進		3		
3. 難病患者に対する支援の推進	(1) 関連機関の連携強化、相談支援の充実とサービスの提供	54	2	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っているほか、特定疾患等通院費の助成を行っている。令和3年度は難病患者の日常生活用具給付実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。	引き続き相談支援、通院費の助成を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスの周知をしていく。
	(2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対する助成		3		
4. 医療費の自己負担軽減	(1) 市の福祉医療制度の継続、周知	54	3	障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用について問い合わせも多く需要が高いことがわかる。	各個人に合わせて制度の周知を行う。また市国保加入者の自己負担免除を継続して実施する。
	(2) 自立支援医療制度における市国保加入者の自己負担免除		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
4章4節 防災・防犯対策の推進					
1. 防災対策の推進	(1) 避難に支援者が必要な方の名簿作成、支援協力体制の確立等	56	2	福祉課の分担マニュアルを策定した。 特に独居の視覚及び聴覚障がい者並びに医療的ケア児の名簿を作成した。 また、必要に応じて個別に災害時の支援者を含めた支援会議を実施し、シミュレーションをしている。	今後も災害に対しシミュレーション及び会議を継続して実施する。
	(2) 災害等緊急時の音声や文字による情報伝達体制の整備推進		2		
	(3) 災害時の手話通訳者の派遣体制の整備		2		
	(4) 災害時における福祉避難所の設置、災害マニュアルの整備		2		
	(5) 防災訓練の実施、災害発生時の対応力強化		2		
	(6) 災害時支えあい台帳等のシステムづくりの推進		3		
2. 防犯体制の充実	(1) 安心・安全なまちづくり推進のための関係機関との連携	57	2	消費生活相談員との連携を図っており、個々のケースで対応をしている。	安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図りな、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。
	(2) 障がい者の消費者被害を防ぐため、消費生活相談員と連携、啓発		2		
	(3) 犯罪被害防止のための啓発活動		2		
	(4) 市のメール配信サービスを利用し防犯意識の向上を図る		2		

障がい福祉サービス等		令和3年度目標値	実績値 (1は令和2年度実績)	達成率
1. 令和3年度の目標達成状況に関する項目				
①福祉施設の入居者の地域生活への移行				
地域生活移行者数	0人	0(0)人	0%	
削減見込	0人	0(2)人	0%	
②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
市において地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置及び課題の共有と検討の実施			上小園域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数				
関係機関 保健	1回	0(-)回		
関係機関 医療(精神科)	1回	0(-)回		
関係機関 医療(精神科以外)	—	—(-)		
関係機関 福祉	3回	0(-)回	0%	
関係機関 介護	2回	0(-)回		
関係機関 当事者	2回	0(-)回		
関係機関 家族	2回	0(-)回		
関係機関 その他	—	—(-)		
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価				
目標設定	課題共有と検討	—(-)		
評価の実施回数	1回	0(-)回	0%	
③障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実				
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の把握及び検討(年3回以上)			地域生活支援拠点等の運用のみで充実・強化は認めなかった(上小園域7施設の稼働により、緊急時の受け入れ・対応の実施)	
地域生活拠点等の数	1箇所	1(-)箇所	100%	
運用状況の検証及び検討の回数	3回	1(-)回	33%	
④福祉施設利用者の一般就労への移行者数				
就労移行支援から	5人	6(-)人	120%	
就労継続支援A型から	3人	5(-)人	167%	
就労継続支援B型から	1人	0(-)人	0%	
就労継続支援B型から	1人	1(-)人	100%	
生活介護・自立訓練から	0人	0(-)人	0%	
④職場定着率				
福祉施設から一般就労へ移行した者のうち就労定着支援の利用者	2人	0(0)人	0%	
就労定着支援の利用割合	40%	0(0)%	0%	
④就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数				
市内に所在する就労定着支援事業所数	1箇所	0(0)箇所	0%	
上記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	1箇所	0(0)箇所	0%	
就労定着率8割以上の市内事業所の割合	100%	0(0)%	0%	
⑤相談支援体制の充実・強化等				
総合的・専門的な相談件数	130件	委託実施中(-)		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	12回	52(-)回	433%	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	35件	35(-)件	100%	
地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回	2(-)回	33%	
主任相談支援専門員の配置人数(上小園域)	5人	9(-)人	180%	
⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築				
県が実施する障害福祉サービス等に関する研究会の市議員の参加人数	8人	4(-)人	50%	
園域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	実施	未実施		
2. 障がい福祉サービスの利用に関する項目(実績は令和3年3月~令和3年10月の1ヵ月当たりの平均値・7ヵ月)				
①訪問系サービス				
居宅介護	440 時間	418 (459) 時間	95%	
重度訪問介護	50 時間	0 (0) 時間	0%	
同行援護	80 時間	79 (80) 時間	99%	
行動援護	80 時間	113 (60) 時間	141%	
重度障害者等包括支援	280 時間	276 (273) 時間	99%	
②日中活動系サービス				
生活介護	1,340 人日	1,295 (1,209) 人日	97%	
自立訓練(機能訓練)	10 人日	0 (0) 人日	0%	
自立訓練(生活訓練)	110 人日	59 (80) 人日	54%	
自立訓練(療育型)	60 人日	7 (37) 人日	12%	
就労移行支援	154 人日	138 (133) 人日	90%	
就労継続支援(A型)	88 人日	112 (44) 人日	127%	
就労継続支援(B型)	1,440 人日	1,177 (1,217) 人日	82%	
就労定着支援	2 人日	0 (0) 人日	0%	
療養介護	5 人日	5 (5) 人日	100%	
短期入所(福祉型)	80 人日	47 (57) 人日	59%	
短期入所(医療型)	4 人日	0 (3) 人日	0%	
③居住系サービス				
自立生活援助	1 人	0 (0) 人	0%	
うち精神障がい者の数	1 人	0 (0) 人	0%	
共同生活援助	32 人	37 (35) 人	116%	
うち障害サービス受給者併居生活継続	0 人	0 (0) 人		
うち精神障がい者の数	12 人	15 (14) 人	125%	
施設入所支援	39 人	38 (37) 人	97%	
④相談支援				
計画相談支援	73 人	66 (66) 人	90%	
地域移行支援	1 人	0 (0) 人	0%	
うち精神障がい者の数	1 人	0 (0) 人	0%	
地域定着支援	5 人	3 (5) 人	60%	
うち精神障がい者の数	2 人	0 (1) 人	0%	
3. 地域生活支援事業に関する項目(実績は令和3年4月~令和3年10月の1ヵ月当たりの平均値・7ヵ月)				
①理解促進研修・啓発事業	実施	実施		
②自発的活動支援事業	実施	実施		
③相談支援事業	実施	実施		
障害者相談支援事業	実施箇所 6ヶ所	6(6)ヶ所	100%	
基幹相談支援センター設置の有無	有	有		
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施		
住宅入居等支援事業	実施	未実施		
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施		
成年後見制度受託人後見支援事業	実施	実施		
⑤コミュニケーション支援事業(7ヶ月累計)				
手話通訳者派遣事業	17人	17(17)人	100%	
要約筆記者派遣事業	1人	1(1)人	100%	
手話通訳者設置事業	1人	1(1)人	100%	
⑥日常生活用具給付事業(7ヶ月累計)				
介護・訓練支援用具	2件	1(1)件	50%	
自立生活支援用具	5件	2(5)件	40%	
住宅療養等支援用具	4件	4(9)件	100%	
情報・意思疎通支援用具	6件	4(6)件	67%	
排せつ管理支援用具	580件	256(620)件	44%	
居宅生活動作補助用具	1件	0(2)件	0%	
⑦移動支援事業				
延べ利用時間	2,300 時間	996 (1,668) 時間	43%	
実利用者数	23人	25 (25) 人	109%	
⑧地域活動支援センター事業				
東御市設置分	実利用者数 20	16 (20) 人	80%	
延べ利用者数	1,200	312 (481)	26%	
園域設置分	実利用者数 4	0 (0) 人	0%	
延べ利用者数	280	0 (0)	0%	
⑨その他の事業				
日中一時支援事業				
実利用者数	20人	7(23)人	35%	
利用時間	240 時間	37 (45) 時間	15%	
点字・声の広報等発行事業				
発行回数	9回	8(8)回	89%	
奉仕員養成研修事業	22回	25(25)回	114%	
・手話奉仕員	登録数 90人	82(82)人	91%	
・要約筆記奉仕員	登録数 5人	5(5)人	100%	
・点字奉仕員	登録数 10人	12(12)人	120%	
・盲字奉仕員	登録数 20人	28(28)人	140%	
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	1人	0(0)人	0%	
身体障がい者用自動車改造費助成事業	1人	0(0)人	0%	

東御市第2期障がい児福祉計画の令和3年度実施状況 (令和3年10月31日現在)

1. 障がい児支援の提供体制に係る成果目標

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	頁	
児童発達支援センターの設置	106	【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域には、2事業所が設置済みであり、個別の支援会議等において個別支援の充実を図っている。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域では2事業所が体制を構築済みである。保育園移行児について、保育園と児童発達支援事業所を併行利用するという形での療育面でのフォローや、療育コーディネーターの支援会議等への参加依頼により、集団適応の為に専門的な支援を実施している。
②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	107	【目標】 圏域1箇所の既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。 【実施状況】 圏域では1事業所確保済みであり、市内の重症心身障がい児はいずれもサービスにつながっている。
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置		【目標】 圏域及び市内の既存の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に努める。 【実施状況】 圏域及び市内に協議会が設置されており、両協議会に医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。

2. 各サービスの見込み量及び確保方策（活動指標）

(1) 障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策						
サービス名	頁	令和3年度目標値	実績値()	令和2年度実績	達成率	
児童発達支援	112	218 人日	213	(183) 人日	98%	
居宅訪問型児童発達支援		1 人日	0	(0) 人日	0%	
医療型児童発達支援		5 人日	0	(0) 人日	0%	
放課後等デイサービス		474 人日	575	(440) 人日	121%	
保育所等訪問支援		1 人日	0	(0) 人日	0%	
福祉型児童入所支援		1 人	1	(1) 人	100%	
医療型児童入所支援		1 人	1	(1) 人	100%	
障害児相談支援		21 人	24	(23) 人	114%	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		圏域	3 人	2	(-) 人	67%
		市	2 人	2	(-) 人	100%
(2) 発達障がい者(児)に対する支援						
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	113	市	12	(8) 人	109%	
		その他	0	(3) 人		
ペアレントメンターの人数	113	親の会等において県ペアレントメンター事業の活用を検討		親の会未実施 開催方法について検討	-	
ピアサポート活動への参加人数	113	ピアサポート活動について学ぶ機会の設定と、支援方法を検討		養成研修や活動の場についての情報提供	-	
(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備						
市立・私立保育所・認定こども園 ※未診断の児童含む	114	46	人	15	(48) 人	33%
児童館・児童クラブ ※各種手帳所持児童		2	人	4	(2) 人	200%

令和2年度 障害福祉サービス実利用者数障がい種別一覧

参考資料1

令和3年3月31日現在

(人)

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①地域移行者数										0		
施設入所者の削減数						2				2減	0	2
②福祉施設利用者の一般就労への移行者数						2	2			4	3	1
③就労移行支援事業利用者数						1	5			6	3	3
④就労継続支援A型事業利用者数						2	2			4	2	2

(1) 訪問系サービス

※合計の()は令和元年度末数値

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①居宅介護（身体介護）		2	4			2				9(12)	2	7
②居宅介護（家事援助）		1	6	4		6	18		1	35(31)	13	22
③同行援護				12						12(11)	4	7
④行動援護						3				3(6)	2	1
⑤重度訪問介護										0(0)		
⑥重度障害者等包括支援						1				1(1)	1	

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
生活介護		4	11			44	7			66(67)	41	25

②自立訓練（機能訓練）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練（機能訓練）										0(0)		

③自立訓練（生活訓練）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練（生活訓練）				1		4	1			6(6)	4	2

④自立訓練（宿泊型）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練（宿泊型）						1	1			2(2)	1	1

⑤就労移行支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	難病	合計	男	女	
就労移行支援						2	8			10(6)	5	5

⑥就労継続支援（A型）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（A型）						2	3		5(2)	3	2

⑦就労継続支援（B型）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（B型）			2	2	1	49	28		82(82)	49	33

⑧就労定着支援（新）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労定着支援									0(0)		

⑨療養介護

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
療養介護		5							5(5)	4	1

⑩短期入所

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
短期入所（福祉型）		1	1	1		13	2		18(28)	12	6
短期入所（医療型）									0(3)		

（3）居住系サービス

①自立生活援助（新）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立生活援助									0(0)		

②共同生活援助

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
共同生活援助			1		1	19	14		35(29)	27	8

③施設入所支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
施設入所支援			9			26	2		37(39)	24	13

（4）相談支援

①地域移行支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域移行支援									0(0)		

②地域定着支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域定着支援			1			3	1		5(4)	3	2

令和2年度 障がい児通所支援利用者数 障がい種別一覧

参考資料2

令和3年3月31日現在

※発達障がい得手帳を所持されている方は「精神」または「知的」に計上しています。

①児童発達支援

※合計の（ ）は令和元年度末数値（人）

児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
	2				6		26	34(33)	27	7

②居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
								0(1)	0	0

③医療型児童発達支援

医療型児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
								0(0)	0	0

④放課後等デイサービス

放課後等デイサービス	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
	1				34	0	21	56(55)	38	18

⑤保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
							1	1(1)	1	0

⑥福祉型児童入所支援

福祉型児童入所支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
	1							1(1)		1

⑦医療型児童入所支援

医療型児童入所支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
					1			1(0)		1